五、フジポリ化工株式会社に対する件

昭和四十六年（排）第二十九号

排除命令

香川県観音寺市植田町四十一番地

フジポリ化工株式会社

右代表者　代表取締役　藤岡保太郎

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　フジポリ化工株式会社は、取引先である卸売業者および小売業者を対象に、昭和四十五年十二月一日から昭和四十六年二月二十日までを期間とし、「七一　初荷セール」と称して行なった景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四十二年公正取引委員会告示第十七号）第一項の規定に違反したものである旨および今後、このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示するとともに、「七一　初荷セール」の通知を受けた同社の取引先卸売業者および小売業者に対し同様の趣旨の通知をしなければならない。この公示および通知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後その販売する商品のうち、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」別表に掲げる商品の販売

に関し、当該商品を買い受けて販売し、またはこれらの商品を使用して一般消費者に役務を提供する事業者に対し、当該事業者が新たに当該商品の取引を開始するよう誘引する手段として、または当該事業者の当該商品に係る取引高その他取引の状況が同社の定める一定の基準に該当することを条件として、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第二項各号に掲げる景品類を除き、年十万円をこえる景品類を提供してはならない。

三　同社は、今後一年間、前項の事業者に対し、景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項に基づいて行なった公示および通知について遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　フジポリ化工株式会社（以下「フジポリ化工」という。）は、肩書地に本店を置き、合成樹脂製品等の製造販売業を営む事業者である。

二　フジポリ化工は、取引先である卸売業者および小売業者を対象に、同社製の浴槽「フジポリバス」等の販売について、昭和四十五年十二月一日から昭和四十六年二月二十日までを期間として次のとおり景品類を提供する「七一　初荷セール」と称する売出しを実施した。

同社製品の浴槽「フジポリバス」は一台当り三点（ただし、SR―二一型は一台当り二点）、便槽「フジポリ無臭トイレ」は、FRP製が一台当り二点、塩ビ製が一台当り一点、部品セットが一組当り一点、風呂釜「フジポリボイラー」は一台当り一点とし、右製品を昭和四十五年十二月一日から同月二十日までに注文し、昭和四十六年一月六日から同年二月二十日までに購入した者を対象として次の基準によって景品類を提供する。

Aコース　三百五十点につき一名をハワイ旅行および国内旅行に招待する。

Bコース　二百点につき一名を台湾、香港、グアム島のいずれかの旅行および国内旅行に招待する。

Cコース　百五十点につき一名を国内旅行に招待するとともに四万円相当の景品類を提供する。

Dコース　百点につき一名を国内旅行に招待するとともに二万円相当の景品類を提供する。

Eコース　六十点につき一名を国内旅行に招待する。

Fコース　三十点につき景品類（七千五百円相当）を提供する。

しかして、その後、フジポリ化工は、Aコースのハワイ旅行を中止し、Bコースは台湾旅行を行なうことに決定した。フジポリ化工が企画した台湾旅行（三泊四日）の一人当り経費は約八万六千五百円であり、国内旅行として企画した熱川旅行（一泊二日）の一人当り経費は、約一万五千六百円であって、右の基準により十万円をこえる景品類の供与を受けることとなった事業者は、十二事業者である。

三　しかるに、フジポリ化工が、相手方事業者一名に対して提供することができる景品類の価額は、年間十万円までであって、フジポリ化工はこの制限をこえる景品類の提供を実施したものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、フジポリ化工の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十六年七月二十日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕
委員　有賀美智子
委員　高橋勝好
委員　柿沼幸一郎
委員　橋本徳男